

社会福祉 しずおか



特集 新たな社会的養育ビジョン

福祉のまちづくり絵画コンクール優秀作品を紹介します (平成28年度)

テーマ やさしさでつながる福祉(しあわせ)のまち

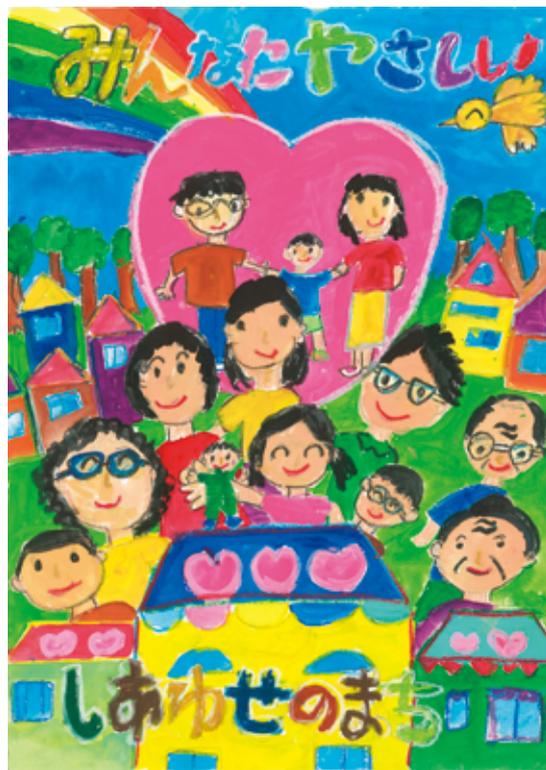


★静岡県農業協同組合中央会長賞

伊豆の国市立大仁北小学校(4年) ひらた こゆき 平田 心雪

「笑顔の花がまた一つ」

みんなのちよつとしたやさしさや思いやりが笑顔をふやしていくことを表現しました。



★静岡県中小企業団体中央会長賞

浜松市立気賀小学校(1年) つるみ ことね 鶴見 琴音

「みんなにやさしい しあわせのまち」

あかちゃんも、こどもも、おとなもおしいちゃん、おばあちゃんもみんなが、なかよくだのしくらせるまちです。

※学校名、学年は平成28年度のものです。

編集発行



社会福祉法人静岡県社会福祉協議会

〒420-8670 静岡市葵区駿府町1番70号 電話.054-254-5248 FAX.054-251-7508 <http://www.shizuoka-wel.jp>

E-mail spcsw@shizuoka-wel.jp

※本機関紙は皆さまの会費を充当し発行しております。

新しい社会的養育ビジョン

虐待を受けた子どもや、何らかの事情により実の親が育てられない子どもを含め、全ての子どもの育ちを保障する観点から、平成28年児童福祉法改正では、子どもが権利の主体であることを明確にし、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実とともに、家庭養育優先の理念を規定し、実親による養育が困難であれば、特別養子縁組による永続的解決（パーマネンシー保障）や里親による養育を推進することを明確にしました。

この改正法の理念を具体化するため、厚生労働省「新たな社会的養育の在り方に関する検討会（座長：奥山 眞紀子 氏 国立成育医療研究センターこころの診療部長）では、このほど、「新しい社会的養育ビジョン」を発表しましたので、本ビジョンに対して関係者から意見をいただきました。



新しい社会的養育ビジョンの 実現に向けた工程（概要）

ビジョンは、平成28年改正児童福祉法の原則を実現するため、①市区町村を中心とした支援体制の構築、②児童相談所の機能強化と一時保護改革、③代替養育における「家庭と同様の養育環境」原則に関して乳幼児から段階を追っての徹底、家庭養育が困難な子どもへの施設養育の小規模化・地域分散化・高機能化、④永続的解決（パーマネンシー保障）の徹底、⑤代替養育や集中的在宅ケアを受けた子どもの自立支援の徹底などをはじめとする改革項目について、速やかに平成29年度から改革に着手し、目標年限を目指し計画的に進めることとしています。

市区町村の子ども 家庭支援体制の構築

市区町村子ども家庭総合支援拠点の全国展開と、人材の専門性の向上により、子どものニーズにあったソーシャルワークをできる体制を概ね5年以内に確保するとともに、子どもへの直接的支援事業（派遣型）の創設やショートステイ事業の充実、産前産後母子ホームなどの親子入所支援の創設、児童家庭支援センターの配置の増加と質の向上などの支援メニューの充実を平成30年度から開始し、概ね5年後までに各地で行える体制とする。

**児童相談所・
一時保護改革**

児童相談所職員への各種の研修の実施とその効果の検証を行い、平成28年改正法附則に基づき、施行後5年を目途に中核市・

特別区による児童相談所設置が可能となるような計画的支援を行う。また、通告窓口の一元化を行うため、情報共有を含めた制度改正を行い、調査・保護・措置に係る業務と支援マネージメント業務の機能分離を計画的に進める。

**里親への包括的支援体制
(フォスタリング機関)の
抜本的強化と里親制度改革**

里親とチームとなり、リクルート、研修、支援などを一貫して担うフォスタリング機関による質の高い里親養育体制の確立を最大のスピードで実現し、平成32年度にはすべての都道府県で行う体制とし、里親支援を抜本的に強化する。ファミリーホームを家庭養育に限定するため、

早急に事業者を里親登録者に限定し、一時保護里親、専従里親などの新しい里親類型を平成33年度を目途に創設して、障害のある子どもなどケアニーズの高い子どもにも家庭養育が提供できる制度とする。併せて「里親」の名称変更も行う。

**永続的解決
(パーマネンシー保障)と
しての特別養子縁組の推進**

実家庭で養育ができない子どもや、家庭復帰に努力をしても実家庭に戻ることが困難な代替養育を受けている子どもの場合、児童福祉法第3条の2における家庭養育原則に基づき、永続的解決としての特別養子縁組は有力、有効な選択肢として考えるべきである。しかし、

現行の制度では、子どもの年齢要件や手続き上の養親の負担などのため、必要な子どもに特別養子縁組の機会が保障されず、健全な養育に不可欠な愛着形成の機会を重要な発育時期に確保できていない現状がある。このため、厚生労働省

では「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」において6月30日に「特別養子縁組制度の利用促進の在り方について」報告書がまとめられた。一刻も早く子どもの権利保障を行うために、報告書に沿った法制度改革(年齢要件の引き上げ、手続きを二段階化し児童相談所長に申立権を付与、実親の同意撤回の制限)を速やかに進めるとともに、その新たな制度の下で、二日も早く児童相談所と民間機関が連携した強固な養親・養子支援体制を構築し、養親希望者を増加させる。概ね5年以内に、現状の約2倍である年間1000人以上の特別養子縁組成立を目指し、その後も増加を図っていく。

**乳幼児の家庭養育原則の
徹底と、年限を明確にした
取組目標**

特に就学前の子どもは、家庭養育原則を実現するため、原則として施設への新規措置入所を停止する。こ

のため、遅くとも平成32年度までに全国で行われるフォスタリング機関事業の整備を確実に完了する。具体的には、実親支援や養子縁組の利用促進を進めた上で、愛着形成等子どもの発達ニーズから考え、乳幼児期を最優先にしつつ、フォスタリング機関の整備と合わせ、全年齢層にわたって代替養育としての里親委託率(代替養育を受けている子どものうち里親委託されている子どもの割合)の向上に向けた取組を今から開始する。これにより、愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以上を目途に里親委託率50%以上を実現する(平成27年度末の里親委託率(全年齢)17.5%)。ただし、ケアニーズが非常に高く、施設等における十分なケアが不可欠な場合は、高度専門的な手厚いケアの集中的提供を前提に、小規模・地域分散化された養育環境を整え、その滞在期間は、原則として乳幼児は数か月以内、学童期以降は1年以内とする。

子どもニーズに応じた 養育の提供と施設の 抜本改革

子どものニーズに応じた個別的ケアを提供できるよう、ケアニーズに応じた措置費・委託費の加算制度をできるだけ早く創設する。同時に、障害等ケアニーズの高い子どもにも家庭養育が行えるよう、補助制度の見直しを行う。また、家庭では養育困難な子どもが入所する「できる限り良好な家庭的環境」である全ての施設は原則として概ね10年以内を目途に、小規模化(最大6人)・地域分散化、常時2人以上の職員配置を実現し、更に高度のケアニーズに対しては、迅速な専門職対応ができる高機能化を行い、生活単位は更に小規模(最大4人)となる職員配置を行う。

自立支援 (リビング・ケア、アフター・ケア)

代替養育の目的の一つは、子どもが成人になった際に社会において自

立的生活を形成、維持しうる能力を形成し、また、そのための社会的基盤を整備することにある。そのため、平成30年度までにケア・リバー(社会的養護経験者)の実態把握を行うとともに、自立支援ガイドラインを作成し、概ね5年以内に、里親等の代替養育機関、アフターケア機関の自立支援の機能を強化するとともに、措置を行った自治体の責任を明確化し、包括的な制度的枠組み(例えば、自治体による自立支援計画の策定など)を構築する。



静岡県里親
連合会 会長

浅井 きみ江

数年前に韓国が乳児院を廃止したと知った時、日本では無理だろうと思ったが、それが現実起ころうとしていることに驚いた。

乳幼児期に特定の養育者に育てられることは、愛着を形成し健やかに育っていくためには大切なことだ。「新しい社会的養育ビジョン」の全編に子どもたちがよりよく育っていく権利を保障していることを痛感する。

しかし、そこに与えられている里親の役割や責任は重い。何から手を付けていけばよいのかと途惑うばかりである。とにかく里親を増やすことが急務である。そして研修のあり方、支援の方法やその仕組みを固めていくことなど、児童相談所や児童家庭支援センター、施設など様々な関係機関と協力して進めていきたい。



静岡県乳児院
協議会 会長
杉村 伸一

日本における乳児院の社会的養育には、戦後七十年の歴史と実績があります。乳児院は入所する物言えない子ども達の最大の利益をかなえることを目標に看護師、保育士、栄養士等の専門知識を持った職員が施設長の下、子ども達と生活を共にし愛情をもって育ち育てあう家庭です。最近の乳児院への入所経緯は、ネグレクトを初めとする虐待事例が増大しています。世の中で乳児院ほど子どもを知らず子どもを第一に考え、子ども中心の生活をしている家庭はないと自負しています。新しい社会的養育ビジョンの中で子どもが乳児院のような明確な養育理念を持った新しい家庭を得て養育される事を望んで止みません。この世に生を受けてたすべての子ども達が、自分が生まれてきたことを肯定できる養育を受けて育つことを望むとともに、子どもが家庭に居てスクスク育つ喜びと幸せを共有する家族が、家庭が増えることを心より期待します。



静岡県児童養護
施設協議会 会長
加藤 秀郷

「新しい社会的養育ビジョン」は、去る8月2日新たな社会的養育の在り方に関する検討会で取りまとめられ成案化されました。現場の意見を聴く機会もなままに示された「実現に向けた工程」には、就学前の児童の施設への新規措置停止や里親委託や特別養子縁組の極端ともいえる数値目標、乳児院や児童養護施設への根拠のない入所期間の限定化などが盛り込まれ、現場には強い衝撃が広がりました。昨年の改正児童福祉法の具現化に向けた家庭養育優先の方向性は理解できませんが、実施に移していくためには、エビデンスや財源のあり方などについて直接児童にかかわる現場との十分な議論と検討が求められます。とりわけ受託里親と児童への支援体制の整備、後方で支援する児童福祉施設との役割に伴う条件整備は喫緊の課題であり、児童の最善の利益の保障のために関係する種別協議会と行政が協働して取り組む必要があります。



「オレンジリボン運動」は、子ども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広げること、子ども虐待をなくすことを呼びかける市民運動です。
 児童虐待防止全国ネットワークでは、オレンジリボン運動を通して子ども虐待の現状を伝え、多くの方に子ども虐待の問題に関心を持っていただき、市民のネットワークにより、虐待のない社会を築くことを目指しています。

第9回

児童虐待防止静岡の集い

11月11日 土

第1部 講演会 [開場12:00 式典・講演13:00]

テーマ：「傷つけられる子ども達に起きていること」～虐待と家庭崩壊がもたらす影響～

講師：石川 結貴氏 (作家／ジャーナリスト)

会場：静岡県総合社会福祉会館7階703会議室

第2部 パレード [15:45 出発]

先導：県立静岡商業高等学校マーチングバンド
 ※雨天の場合、先導はなし

パレードコース

静岡県総合社会福祉会館シズウエル

静岡県庁

七間町通り

呉服町通り

小梳神社

同日開催

静岡県子ども虐待防止 オレンジリボンたすきリレー

子ども虐待防止の思いを込めて、オレンジのたすきをかけたランナーが駆け巡ります♪

9:00 オープニングセレモニー
 (富士市中央公園イベント広場)

9:30 スタート 各区にて中継

16:00 ゴール(静岡県庁)※予定 ★児童虐待防止パレード合流

旧東海道五十三次宿
 富士吉原～府中コース 約 42 km



昨年の様子

静岡県社会福祉人材センター研修課主催の研修会のお知らせ

平成30年1月開催分をお知らせします。

★ラクラク申込み「WEB サービス」(会員対象)を御利用ください！→WEB サービスサイト <http://www.shizuoka-wel.jp/member/training>

研修NO.	研修名	開催日	会場	対象者	内容・講師	受講料 会員(非会員)
1	福祉職員キャリアパス 対応生涯 研修課程 初任者コース(中部3)	1/24 2/20～21 (3日間)	シズウエル	初任者(概ね入職後 1～2年程度の職員)	・サービス提供者、チームの一員としての基本の習得 ・初任者が自らのキャリアデザインを描く 講師:福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程指導者	1,300円 ※テキスト・資料代のみ
3	福祉職員キャリアパス 対応生涯 研修課程 チームリーダーコース (中部2)	1/23 2/13～14 (3日間)	シズウエル	チームリーダー (主任、係長等)	・チームリーダー等の役割を遂行するための基本の習得 ・チームリーダーが自らのキャリアデザインを描く 講師:福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程指導者	1,300円 ※テキスト・資料代のみ
51	【新規】 認知症と高齢者の精神 症状の医学的理解	1/29	シズウエル	社会福祉施設・介護 保険事業所等に勤務 する方	認知症の人を支えることが困難になってしまう最大の原因は、精神症状の出現。高齢者に認められる精神症状とその対応方法を理解する。 講師:敦賀温泉病院/海上療養所 千葉大学医学部附属病院 地域医療連携部 特任准教授 上野 秀樹 氏	6,000円 (4,000円)
69	高齢者の 転倒予防講座	1/30	シズウエル	老人福祉施設・介護 保険事業所等に勤務 する方	高齢者の転倒予防について、必要な知識・技術の習得 講師:静岡リハビリテーション病院 事務局長兼リハビリテーション部次長 熊谷 範夫 氏	6,000円 (4,000円)

◎最新の「研修開催の情報」を、電子メールで事業所様にお知らせします! kenshu@shizuoka-wel.jp に ①事業所名 ②事業所種別 ③電子メールアドレスを入力の上、件名「研修開催の情報 メール送信希望」として送信してください。なお、2か月経過しても配信がない場合は、下記研修課まで御連絡ください。

☆詳しくはホームページをご覧ください [静岡県社協 研修](#) 問い合わせ先: 研修課 電話 054-271-2174

◎県社協が行う自主研修には、皆様の会費を充当しております。

N P O ・ ボ ラ ン テ ィ ア 団 体 紹 介

平成29年度静岡県社会福祉協議会ふれあい基金の助成を受けた43団体の中から、今回は「先駆的(モデル的)活動推進助成」の助成団体の活動を紹介します。

🍀「Hygge」(焼津市)

Hygge(ヒュゲ)は、デンマーク語。意味は、仲間や家族とおしゃべりしたり、1人でのんびり過ごす時間のことで、デンマーク人はこうした時間をとても大切にしています。

私たちは、多様な人たちが関わり合うことで作り出すHyggeのような幸せな時間をまちづくりに活かしていきたいと考え、団体を立ち上げました。

2017年7月に開催した「デンマークキャンプ2017in焼津」の日本スタッフとして、福祉の進んだデンマークにいるスタッフと連携を取りながら、キャンプの開催に向け、企画・準備を進めてきました。

キャンプには、デンマークから26名(障がい者10名含)が来日し、日本人参加者21名(障がい者7名含)と共にお寺に宿泊しながら、アウトドア活動や地域のお祭り、ラジオ体操などに参加して4日間を楽しみました。

この中では、「自己決定」「自己責任」のもと、個人が尊重された上での「対話」があり、国籍や言葉の違い、性別、年齢、職種、障がいの有無など様々な垣根を越えて協力していく参加者の姿がありました。

また、「福祉」には普段あまり関わりのない市民が、釣りや山登り、食事作りなどのそれぞれの得意分野を通じてキャンプに関わる事で、福祉を自分事として捉えることができるようになったことは大きな成果の一つでもありました。キャンプの様子は来夏にデンマークでドキュメンタリー映画になります。

これからもHyggeは「福祉」だけにとらわれず、幅広い視野での交流やネットワークづくりを通じ、誰もが幸せに暮らせるまちづくりを目指します。



障がいがあっても念願のカヌーにチャレンジ



サポートメンバーと楽しく高草山登山

施設のメンテナンスを効率良い専門車両で応援します。

カーテン出張クリーニング



特許
ランドリー車

カーペット・タイル出張丸洗い



特許出願中

ブラインド・ロールスクリーン 出張クリーニング



株式会社三ナフ 静岡県静岡市葵区産女 1060-1

フリーダイヤル・ミナフにハロー
☎ 0120-370286

fax054-295-9003

YAMAHA
感動を・ともに・創る

私たちは、音・音楽を原点に培った技術と感性で、新たな感動と豊かな文化を世界の人々とともに創りつづけます。

ヤマハ株式会社

社会福祉しずおか 広告募集

広告を掲載して、イメージアップ、顧客アップを図りませんか？

掲載紙名：機関紙「社会福祉しずおか」

発行部数：毎月11,300部発行
 本会会員（県内福祉施設、団体、民生委員児童委員、企業等）、県内小中高等学校等

掲載回数：年1回～毎月（10月を除く）まで

サイズ：ご希望にあった掲載をお選びいただけます
 3タイプのサイズをご用意しております
 詳細についてはお問い合わせください

問合せ先 静岡県社会福祉協議会 福祉企画部地域福祉課
 電話 054-254-5224

ありがとうございました 県社協への寄附金

株式会社清水銀行様から本会（一般寄附金）へ要支援者救助用具一式の寄贈をいただきました。（9月26日）

中）寄贈者 株式会社清水銀行 執行役員東部地区駐在 杉山 哲也 様
 左）発行企業 株式会社クラウド 代表取締役 富田 久由 様
 右）本会 常務理事 松浦康夫

しずおか信用金庫様から本会（ふれあい基金）へ217,740円の寄附をいただきました。（9月22日）

左）しずおか信用金庫理事 業務統括部長 岩崎 浩季 様
 右）本会 常務理事 松浦康夫

FUTABA 道の会様から本会（一般寄附金）へ10,000円の寄附をいただきました。（8月16日）

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償！！

ボランティア活動保険

平成29年度 全国200万人 加入！！

<http://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険

保険金額		Aプラン	Bプラン
ケガの補償	死亡保険金	1,320万円	1,800万円
	後遺障害保険金	1,320万円 (限度額)	1,800万円 (限度額)
	入院保険金日額	6,500円	10,000円
	手術 入院中の手術	65,000円	100,000円
	保険金 外来の手術	32,500円	50,000円
	通院保険金日額	4,000円	6,000円
	特定感染症の補償	上記後遺障害、入院、通院の各補償金額（保険金額）に同じ	
葬祭費用保険金 (特定感染症)	300万円(限度額)		
賠償責任	賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円(限度額)	

年間保険料（1名あたり）		
タイプ	Aプラン	Bプラン
基本タイプ	350円	510円
天災タイプ※ (基本タイプ+地震・噴火・津波)	500円	710円

（※）天災タイプでは、天災（地震、噴火または津波）に起因する被保険者自身のケガを補償しますが（天災危険担保特約条項）、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

保険金をお支払いする主な例

ボランティア行事用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)
送迎サービス補償 (傷害保険)
福祉サービス総合補償 (傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。お申込み、詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
 TEL: 03(3349)5137
 受付時間: 平日の9:00~17:00 (土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**
 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
 TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763
 営業時間: 平日の9:30~17:30 (12/29~1/3を除きます。)
 この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。